運用報告書の適正性に関する確認書

2020年5月22日

株式会社東京証券取引所
代表取締役社長　殿

本店所在地	東京都千代田区丸の内一丁目11番1号
不動産投資信託証券発行者名	ラサールロジポート投資法人
	(コード：3466)
代表者の役職・氏名 (署名)	執行役員　藤原　寿光 藤原 寿光

当投資法人の執行役員である藤原　寿光は、当社の2019年9月1日から2020年2月29日までの第8期営業年度の運用報告書の提出時点において、当該運用報告書における投資法人の計算に関する規則（平成18年内閣府令第47号）第71条から第75条までの規定に基づく記載に関して不実の記載がないものと認識しております。

記

1．本投資法人の仕組みについて

本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）に基づき設立された投資法人であり、その資産の運用にかかる業務等をラサール REIT アドバイザーズ株式会社（以下「本資産運用会社」といいます。）に委託しています。

本投資法人は、投信法に基づき、資産保管業務、投資主名簿等に関する事務、機関運営、計算、会計事務、納税に関する一般事務を、三井住友信託銀行株式会社（以下「一般事務受託者」といいます。）に委託しており、また、本投資法人の会計監査人はPwCあらた有限責任監査法人です。

2．運用報告書の作成プロセス

運用報告書は、一般事務受託者が作成した会計帳簿をもとに、本資産運用会社が原案を作成し、記載内容については、法律事務所による法律面の助言を受けて作成した上で、計算書類、資産運用報告及び金銭の分配に係る計算書並びにこれらの附属明細書（資産運用報告及びその附属明細書については、会計に関する部分に限る。以下同じ。）について会計監査人による監査を受けております。

3．不実の記載がないと認識するに至った理由

①本投資法人の重要な情報等及び一般事務受託者より提出される会計帳簿に基づき、投信法等の関係法令に従い、運用報告書が作成されていることを確認しております。

②運用報告書作成にあたり、投信法、投資法人の計算に関する規則等の関係法令に関し、法律事務所から法律面での助言及び確認を得ております。

③運用報告書中の計算書類、資産運用報告及び金銭の分配に係る計算書並びにこれらの附属明細書につき、本投資法人の会計監査人であるPwCあらた有限責任監査法人より、投信法第130条に規定される監査証明を受領しております。

以　上